# 最終報告の考え方(案)

# (最終報告に至る経過)

- 本研究会は、平成26年6月の発足以降、地方公営企業法の財務規定等の適用による公営企業会計導入に係る以下のような動きを踏まえて、財務規定等適用に当たっての実務的な取扱いについて整理を行ってきたところである。
  - ・ 平成26年3月に取りまとめられた「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書において、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、移行事務、移行体制の整備に係る支援強化等が必要とされている。特に、財務規定等の適用により必要となる固定資産情報の整理、固定資産台帳の整備等には、一定程度の費用や手間がかかることが想定されることを前提として、整備手法、台帳記載方法、活用方法等について検討を行い、マニュアル等でその手順を示すことが必要との指摘がなされている。
  - ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針 2014)(平成 26 年 6月 24 日閣議決定)において、地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化や地方財政改革の推進等のために「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」「公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことをはじめ適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化等を図る。」「地方公共団体における PPP/PFI の推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者による PPP/PFI 事業への参入を促進する。」目が明記されている。
  - ・ 総務省が「骨太の方針 2014」等を踏まえて発出した「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知)において、経営環境が厳しさを増す中で、地方公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続するためには、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用すること、中でも、簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要であること等を要請している。

・ 総務省が平成26年8月29日に公表した「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間と位置付け、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として、人口3万人以上の地方公共団体については同期間中に移行することとしている。

また、人口3万人未満の地方公共団体においてもできる限り移行するとと もに、その他の事業についても、地方公共団体の実情に応じて移行を推進す ることとしている。

なお、総務省においては、平成27年1月目途で、これらの点について地 方公共団体に対して正式に要請する予定としている。

○ これまでの審議の結果、本研究会は平成26年10月に「中間まとめ」を取りまとめた。この中で、地方公共団体が、財務規定等を適用していない地方公営企業、特に簡易水道事業、下水道事業について、財務規定等を適用するために必要な事務の全体像や規模、中でも事務負担が多いとされる固定資産情報の整備について、先行団体の多様な状況についても留意した上で、基本的な考え方、標準的な水準、手順・留意点等を示したところである(資料7参照)。

本研究会が「中間まとめ」において示している考え方は、移行事務の全体 像や固定資産台帳の整備についての基本的な考え方等として、今後も妥当す るものである。

(マニュアルの取りまとめ)

○ 一方で、「中間まとめ」は、地方公共団体が「ロードマップ」等を踏まえて、 速やかに固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上 で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に着手することを促す ことを主たる目的として取りまとめ、地方公共団体に発出している。

このため、財務規定等適用に関する検討に着手してから適用完了までの具体的な業務の処理方法、留意点等や、固定資産台帳を整備する際の登録単位・記載項目等の具体的な取扱い等について、必ずしも詳細に記載されているものではない。

これらの点について、<u>「中間まとめ」においては、「本研究会の今後の検討</u> 予定」として、「中間まとめ」で示した固定資産台帳等の整備についての登録 単位・記載項目等の考え方、標準的な水準等について、より具体的な取扱いを 示すために、調査・検討を行うこととしている。

<u>また、地方公共団体が「ロードマップ」を踏まえて、簡易水道事業・下水道事業を中心に財務規定等の適用の円滑な推進を可能とする必要があることから</u>、適用に関する検討に着手する際には、どのような準備を行い、どのような点から検討を開始すれば良いのかなど、適用完了までの業務の流れ(手順、留意点等)について分かりやすい形でマニュアルとして取りまとめるなど、引き続き調査・検討を行うこととしている。

○ <u>これらの点を踏まえて、今般、「中間まとめ」において示された考え方を基</u> <u>に、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」(資料 2 )を取りまとめた</u> ところである。

現在、財務規定等を適用していない公営企業に地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用する手順については、簡易水道事業は平成15年3月に策定された「簡易水道事業法適化マニュアル」(総務省策定)において、下水道事業は昭和63年3月に策定された「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル」(自治省策定)において、それぞれ詳細に示されているところである。

両マニュアルとも、移行事務の全体像等については、現在も妥当と考えられる内容が示されているが、策定から相当程度の年数が経過しており、その間に様々な制度改正等が行われている。

今般取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル(案)」は、 両マニュアルをより汎用性のある形で統合し、「中間まとめ」において示され た考え方を踏まえるとともに、現在の制度や知見・技術、社会・経済情勢等に より適合した新たなマニュアルを目指したものである。

○ 本研究会は、この「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を示すことにより、最終的な報告とする。

### (簡易マニュアル)

○ なお、本マニュアルは、移行事務等について、できる限り分かりやすい記述に努めているが、地方公共団体の職員に財務規定等の適用についての知見がなく、初めて取り組む場合であっても、取組の第一歩を円滑に踏み出すことが可能となるように、一段の工夫が必要と考えられる。

このため、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の内容を基に、財務規定等の適用に取り組む地方公共団体が、移行事務の全体像を概ね把握するとともに、当面、まず着手するべき事務の内容等を分かりやすく取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を総務省において作成することが適当である。

○ 同マニュアルの基本的な考え方等については、本研究会において、総務省から「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアルの考え方(案)」(資料3)の報告を受け、方針を確認した。

# (様式例等)

- また、「中間まとめ」においては、総務省の地方公共団体に対する支援として、財務規定等の適用に取り組む地方公共団体が先行団体・先進事例等を参考とすることが円滑な形で可能となるように、情報提供のあり方等の対応を検討するべきであること、また、「中間まとめ」において示された標準的な水準等を踏まえて、固定資産台帳への登録単位・記載項目などのより具体的な取扱い等について、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表等に取り組むべきであること等を指摘している。
- <u>これらの点についても、本研究会において、総務省から「固定資産台帳の様式(例)(案)」(資料4)、「法適化事例集作成の考え方と作成例(案)」(資料5)、「法適用についての質疑応答集の考え方(案)」(資料6)の報告を受け、方針を確認した。</u>
- このうち、固定資産台帳の様式例は、現在は「地方公営企業の会計規程(例) について」(平成24年10月19日総財公第98号自治財政局公営企業課長通知) の中で、「別表第十九号」として、総務省より各地方公共団体に対して示され ている。

今回、総務省が改定する「固定資産台帳の様式(例)(案)」(資料4)は、 「別表第十九号」について、「中間まとめ」において示された考え方を基に、 社会・経済情勢の変化等を踏まえて、より充実、発展させたものである。

今後、地方公共団体が公営企業に財務規定等を適用する場合には、本様式例を参考として、固定資産台帳を整備することが適当と考えられる。

# (総務省の取組)

○ <u>総務省においては、「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」「固定資産台帳の様式(例)」「法適化事例集」「法適用についての質疑応答集」等</u>を適切に作成・周知することが望まれる。

これらの取組により、本研究会の検討結果をより具体的に示すことが可能となり、ひいては、地方公共団体の財務規定等適用の取組をより一層円滑化することに資するものと考えられる。

○ 加えて、総務省においては、「中間まとめ」に示されているように、上記の 取組以外にも、財務規定等の適用に取り組む地方公共団体を支援するために、 財政面の支援、研修機会の提供等の適切な施策について、これまで以上に強 力な取組を、継続的に行うことが必要である。

特に、<u>平成27年1月目途で行う予定の公営企業会計の適用拡大に向けた</u>要請に際して、財務規定等の適用に取り組むべき地方公共団体、取り組むべき内容等を明確化し、円滑に着手することができるように、必要な助言や情報提供、関係規程の整備・改廃等を行うべきである。

## (都道府県の取組)

○ また、<u>都道府県にあっては、自らの流域下水道への財務規定等の適用はもとより、適用に取り組む市町村に対して、連絡会議の設置や研修の実施、事務や発注等の共同化の推進、先進事例の紹介、知見を有する人材のあっせん(アドバイザーの派遣等)をはじめとする実効性のある支援を行うことが必</u>要である。

#### (結び)

○ 総務省、都道府県の取組受けて、財務規定等の適用に取り組むべき地方公 共団体等の関係者が、本研究会の検討成果を十分に活用し、適切な取組を進 められることを期待する。